

議案第7号

琴浦町学校給食費徴収条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町学校給食費徴収条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、琴浦町立小学校及び中学校において、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき町が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の徴収)

第2条 町長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内において、規則で定める一食当たりの額に当該年度において当該児童又は生徒が学校給食を受ける回数に乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(給食費に相当する経費の徴収)

第4条 町長は第2条に定める者のほか、教職員、給食調理員その他の者に必要に応じて学校給食を提供することができる。この場合において、町長は、学校給食の提供を受けた者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する経費の額及び徴収方法については、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。